

## 第14号議案

### 令和2年度 南魚沼市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和2年度南魚沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	19,100戸
(2) 年間有収水量	5,852,263m <sup>3</sup>
(3) 1日平均有収水量	16,033m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	1,055,930千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収入

第1款 下水道事業収益	3,553,211千円
第1項 営業収益	1,150,181千円
第2項 営業外収益	2,403,028千円
第3項 特別利益	2千円

#### 支出

第1款 下水道事業費用	3,288,051千円
第1項 営業費用	2,895,946千円
第2項 営業外費用	381,512千円
第3項 特別損失	593千円
第4項 予備費	10,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,357千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,679,023千円
第1項 企業債	1,421,900千円
第2項 他会計出資金	134,332千円
第3項 補償金	10,000千円
第4項 他会計補助金	474,989千円
第5項 補助金	367,000千円
第6項 受益者負担金及び分担金	20,802千円
第7項 他会計借入金	250,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,488,380千円
第1項 建設改良費	1,055,930千円
第2項 企業債償還金	2,427,450千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	508,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。その他借入先の融資条件に従う。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
資本費 平準化債	564,000			
借換債	332,000			
公営企業施設 等整理債	17,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 10,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,106千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,818千円と定める。

令和2年3月2日提出

南魚沼市長 林 茂 男